

**「ツーリズム EXPO ジャパン 2023 大阪・関西」出展に係る
会場設営・管理・運営業務
公募型プロポーザル募集要項**

1 事業概要

大阪との連携を図りつつ、兵庫県の魅力を強く訴求するため、国内最大級の旅の祭典である「ツーリズム EXPO ジャパン 2023 大阪・関西」（以下「イベント」）へ兵庫県（ひょうご観光本部）として出展する。そこで出展に係る会場設営・管理・運営についての企画提案を募集する。

2 委託期間

契約締結の日から令和 5 年 12 月 29 日（金）まで

3 委託費

5,000 千円（消費税込み）を上限とする。

4 募集スケジュール

令和 5 年 6 月 28 日（水）	参加募集及び質問受付・開始
令和 5 年 7 月 5 日（水）	質問受付終了
令和 5 年 7 月 7 日（金）	企画提案書提出期限
令和 5 年 7 月 18 日（火）	審査結果通知

5 応募資格

本案件への応募者は、次に掲げる各号の全てに該当するものとする。

- (1) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体等でないこと。
- (2) 兵庫県の入札参加資格制限の基準（地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に基づく）による資格制限を受けていない団体等であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続き開始の申し立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画許可決定がなされていない者。
- (5) 事業の実施にあたり、ひょうご観光本部との打ち合わせなどに適切に対応できること。
- (6) 業務内容について守秘義務を遵守できること。

- (7) 複数の者がグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。
- (ア) 代表者を選出し、応募等委託者とのやり取りについては代表者が行うこと。
- (イ) 申請書の記名押印等については、全ての構成者が行うこと。
- (ウ) 申請については、1者につき1提案に限る。また、グループの構成者は他のグループの構成者となり又は単独で申請を行うことはできない。
なお、代表者及びその構成者は上記の(1)～(6)のすべてを満たすこと。

6 業務内容

別紙仕様書のとおり

7 応募手続き

(1) 募集期間

令和5年6月28日（水）～7月7日（金）12時必着

(2) 提出先

公益社団法人ひょうご観光本部 販売促進課

(3) 提出方法

直接持参または郵送により8の書類を提出すること。あわせて、電子メールにて書類データの提出を行うこと。

直接持参の受付時間は、土日、祝日を除く平日9時から17時（ただし、12時から13時を除く）まで。

郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、令和5年7月7日（金）12時までに事務局に到着するように提出すること。

(4) 応募に関する留意事項

(ア) 応募書類は理由の如何を問わず返却しない。

(イ) 応募者が1者であっても、企画審査を実施する。

(ウ) 応募者がいなかつた場合は、再度公告し、参加表明に関する書類の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

(エ) 本要項及び仕様書、提出書類等については、観光本部のホームページからダウンロードすること。郵送による配付は行わない。

8 提出書類

書類名	部数/様式	内容
企画提案書	6部 (様式任意、A4 サイズ、25枚以内)	・提案内容 ・業務体制図 ・事業実績 ・事業者概要
見積書	1部 (様式任意・押印不要)	必ず積算単価及び数量等を明記し「一式」という表記は極力避けること。
暴力団等の排除に関する誓約書	1部 (別紙様式)	

9 費用負担

提案にかかる全ての経費は事業者等の負担とする。

10 受託事業者等の選定

(1) 選定方法

審査委員会を設置し、以下の項目について審査の上、業務を委託する者を選定する。なお、必要に応じ、応募者に対して個別に応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

- (ア) 企画構成 業務内容の理解度・優良性・実現可能性 等
- (イ) 実施体制 業務の実施体制、ノウハウ及び実績、関係団体等との協力関係の見込み 等
- (ウ) 見積額 経費の妥当性
- (エ) その他 その他業務を遂行するに当たっての着実なスケジュール管理、創意工夫 等

(2) 審査委員による書面審査にて行う。

(3) 選定結果の連絡

選定結果は、採否を問わず、ひょうご観光本部から提案事業者等に対してメールにより通知する。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

- (ア) 「5 応募資格」に該当しない場合
- (イ) 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (ウ) 審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求める
- (エ) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと
- (オ) その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行うこと

11 選定の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は選定を取り消す場合がある。

12 募集要項への質問

(1) 受付期間

令和5年6月28日（水）～7月5日（水）17時まで受付

(2) 質問方法

質問票（任意様式）を電子メールにより14の連絡先へ提出。なお、提出後、電話などにより到着を確認すること。

(3) 回答

質問への回答は、原則、参加申込者全員へ連絡する。ただし、質問または回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。

13 その他

- (1) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (2) 提案内容の著作権は提案者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。
- (3) 企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようすること。
- (4) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。
- (5) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (6) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。この場合、次順位の者と契約を締結する。

14 問い合せ先・書類提出先

公益社団法人ひょうご観光本部 販売促進課 担当：渡邊

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

電話：078-361-7661（直通） FAX：078-361-7662

E-mail：渡邊 watanabe@hyogo-tourism.jp